

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 工場等判断基準ワーキンググループ（平成29年度第1回）

日時 平成29年12月25日（月）13：01～15：07

場所 経済産業省本館地下2階講堂

開会

○吉田省エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会、平成29年度第1回工場等判断基準ワーキンググループを開催させていただきます。

本日は年末の御多忙のところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

それでは初めに、事務局を代表いたしまして、省エネルギー・新エネルギー部長の高科より一言御挨拶をさせていただきます。

○高科省エネルギー・新エネルギー部長

省エネルギー・新エネルギー部長の高科でございます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私ども、現在、平成27年7月に策定されましたエネルギーミックスの目標の実現に向けて省エネ政策の推進を図っているところでございますが、そのミックスでは徹底した省エネルギーの上に全てのエネルギーの需給構造が成り立っております。具体的には、省エネルギーは石油危機後並みの効率改善を達成し、原油換算で5,030万キロリットル程度の省エネを実現するという目標が示されており、その目標の実現に向けては省エネの取組のさらなる深化が必要となると考えております。

これまで国は、事業者のエネルギー消費効率の向上、すなわち原単位の改善、それを促すためのさまざまな施策を講じてまいりましたが、平成20年より、まずは製造業につきまして、従来の原単位の年平均1%以上の改善に加えまして、業種ごとの実態を反映したベンチマークを導入し、事業者の方々の努力をより適切に反映いたしますとともに、省エネの取組への動機づけにもつながる環境づくり、これを進めてまいりました。

平成27年11月の未来投資に向けた官民対話におきまして、製造業向けの産業トップランナー制度、すなわちベンチマーク制度を本年度中に業務部門へ拡大し、3年以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大するという総理からの指示を受けまして、今後は流通サービス業への拡大を

進めていくこととしています。

これは未来投資戦略 2017 にも位置づけられ、国を挙げて取り組むこととしており、本ワーキンググループでの御審議を経まして、昨年 4 月には業務部門のトップバッターとしてコンビニエンスストアのベンチマーク制度を導入していただき、さらに、本年 4 月にはホテル及び百貨店へと導入していただき、対象業種が拡大されております。

引き続き、スーパー、貸事務所、ショッピングセンターについても導入が期待されておりました、本日は食料品スーパーとショッピングセンターのベンチマークについて御審議をいただく運びとなりました。

国としましては引き続き、このベンチマーク制度の導入を進めていく所存でございます。この工場等判断基準ワーキンググループでは、忌憚のない御意見を頂戴し、その上でしっかりとした結論に導いていただければと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○吉田省エネルギー課長

それでは次に、ワーキンググループの座長の選任についてでございます。

総合資源エネルギー調査会運営規程第 13 条第 9 項の規定により、小委員会の委員長が座長を指名することとなっております。本ワーキンググループの座長につきましては、既に省エネルギー小委員会 中上委員長の御指名により、千葉大学グラントフェローの川瀬貴晴様にお引き受けをいただいております。

それでは、川瀬座長から一言御挨拶いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○川瀬座長

ただいま座長の指名をいただきました川瀬でございます。

このワーキング、大分たちますけれども、先ほど、部長から話がございましたように、1%削減という制度がずっと続いていたわけですが、途中からベンチマーク制度が導入されました。業務部門についても、産業部門に遅れて、3年前ぐらいから検討が始まって、徐々に導入されておりますが、この1%削減という制度が始まって大分時間がたちますので、ある業種の中でもレベルの高いところでは、毎年毎年1%を続けるということで、きつい状況になっているのではないかと思います。ベンチマーク制度をできるだけ早く確立してレベルの高いところはそのベンチマーク制度をうまく活用していく方向に持っていけるといいと思っております。

ただ、残っている業種については、関係する業界団体さんは忙しい、あるいは難しい検討をされていると思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

本日は年末も押し迫った日の設定ですが、手帳を見たところ、昨年は12月27日でした。昨年に比べると2日早まっておりますが、年明け、また続いてワーキングが予定されておりますので、

密度の高い御審議をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○吉田省エネルギー課長

ありがとうございました。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。

本来ですと皆様から一言ずつ御挨拶をいただくべきところでございますけれども、時間の都合上、私から委員名簿に沿って御紹介をすることとさせていただきます。

東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授、赤司泰義様です。

慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授、伊香賀俊治様です。

東京海洋大学学術研究院海洋環境部門教授、亀谷茂樹様。

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問の辰巳菊子様です。

株式会社住環境計画研究所研究所長の鶴崎敬大様です。鶴崎様には今回から加わっていただいております。

一般財団法人省エネルギーセンター省エネ技術本部長・理事の花形將司様です。花形様にも今回から加わっていただいております。

エナジーコンシャス代表・消費生活アドバイザーの山川文子様です。

一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事の山下ゆかり様。

東京海洋大学学術研究院食品生産科学部門准教授の渡辺学様です。

それから、本日御欠席ですけれども、キャスターで千葉大学客員教授の木場弘子様、東京理科大学工学部機械工学科教授の佐々木信也様、キャノングローバル戦略研究所上席研究員の杉山大志様にも委員として御参加をいただく予定でございます。

それから、本日は、オブザーバーとして関連の業界の方々にも御参加をいただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

石油連盟技術環境安全部長、三浦様。

一般社団法人セメント協会生産・環境幹事会幹事長代行、市原様。

電気事業連合会業務部副部長、狩野様。

一般社団法人日本化学工業協会技術部部長、寺内様。

一般社団法人日本ガス協会エネルギーシステム部長、高橋様。

一般社団法人日本自動車工業会工場環境部会部会長、服部様。

日本製紙連合会エネルギー小委員会委員、藤井様。

一般社団法人日本鉄鋼連盟エネルギー技術委員会委員長、手塚様。

一般社団法人日本電気工業会環境部長、堀井様。
一般社団法人日本ショッピングセンター協会常任参与、村上様。
日本チェーンストア協会執行理事政策第三部兼広報部統括部長の増田様。
一般社団法人日本スーパーマーケット協会会員サポート部長、谷様。
一般社団法人新日本スーパーマーケット協会事務局長、島原様。
オール日本スーパーマーケット協会総務部長、中村様。本日御欠席でございます。
日本百貨店協会環境・社会貢献委員会事務局長、高橋様。
一般社団法人日本ビルヂング協会連合会参事役、金子様。
一般社団法人日本ホテル協会事務局長、岩佐様。
一般社団法人日本旅館協会参事、生形様。

以上の皆様にオブザーバーとしても御参加をいただいております。

皆様、活発な御議論、よろしく願いいたします。

本日のワーキンググループはペーパーレスで実施をいたします。メーンテーブルの皆様へ配付している iPad で資料が確認できるかどうか、動作確認をいただきたいと思います。資料1が開けるかどうか、御確認をいただけますでしょうか。

会議の途中でも結構ですので、不具合ございましたら、事務局までよろしく願いいたします。

そうしましたら、ここからの議事の進行は川瀬座長にお願いをしたいと思います。座長、よろしく願いいたします。

なお、カメラの撮影、もしされている方おられましたら、これより先は御遠慮いただきたいと思っております。

(1) 議事の取扱い

○川瀬座長

それでは、これより議事に入りたいと思います。

最初に、本日の資料構成と議題1「議事の取扱い」に関しまして、事務局より説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。資源エネルギー庁省エネルギー課で課長補佐をしております吉川と申します。

今年度も、皆様には闊達な御議論をいただければと思います。

私のほうからまず、「配布資料一覧」に基づきまして、本日配付させていただいている資料につ

いて確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、議事次第、委員名簿、座席表、資料の1といたしまして「議事の取扱い等について(案)」、資料の2「工場等判断基準ワーキンググループの審議事項について(案)」、資料の3「平成28年度の工場等判断基準ワーキンググループの振り返り」、資料4-1「食料品スーパー業のベンチマーク指標(案)」、資料4-2「食料品スーパー業のベンチマーク制定について」、資料5-1「ショッピングセンター業のベンチマーク指標(案)」、資料5-2「ショッピングセンター業のベンチマーク制定について」、資料の6「工場等判断基準等の見直しの検討について」、参考資料の1「平成28年度工場等判断基準ワーキンググループ取りまとめ」、参考資料の2「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」。

こちらの今申し上げました資料について、本日、ホームページ等で公表しておりますし、iPadにも格納させていただいておりますので、もし過不足等ございましたら事務局までお知らせいただければというふうに思います。

あわせて、まず、資料の1番の「議事の取扱い等について(案)」について、私から説明をさせていただければと思います。

平成29年度の工場等判断基準ワーキンググループの開催に当たりまして、まずは議事の取扱い等について、事務局から説明をさせていただきます。

議事の取扱い等について(案)。

1番、本ワーキンググループは、原則として公開する。

2番、配付資料は、原則として公開する。

3番、議事要旨については、原則として会議終了後1週間以内に作成し、公開する。

4番、議事録については、原則として会議終了後1カ月以内に作成し、公開する。

5番、個別の事情に応じて、会議または資料を非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。

以上になります。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明のあった内容、この「議事の取扱い等について」について御意見あるいは御質問ございましたらお願いしたいと思います。発言を希望される方はネームプレートを立ててお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしますと、「議事の取扱い等について(案)」となっておりますが、これ、「案」取れるとい

うことで、御了解いただいたということにしたいと思います。

(2) 平成 29 年度工場等判断基準ワーキンググループの審議事項

○川瀬座長

それでは、議事の 2 「平成 29 年度工場等判断基準ワーキンググループの審議事項」について、事務局より最初に御説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。

資料の 2 をお開きください。「工場等判断基準ワーキンググループの審議事項について (案)」ということで、平成 29 年度の本ワーキンググループでの審議事項について、皆様に御説明を差し上げられればと思います。

1 番、開催の背景・趣旨ということでございますけれども、従来より申し上げておりますとおり、資源の乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければならない。こうした基本計画の考え方を踏まえ、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会のもとに長期エネルギー需給見通し小委員会が設置され、現実的かつバランスのとれたエネルギー需給構造の将来像——こちら、通称「エネルギーミックス」と私たち呼んでおりますが——についての検討が行われました。こちらに基づきまして、平成 27 年 7 月にエネルギーミックスを策定させていただきまして、2030 年度のエネルギー需給の構造につきまして見通しを示させていただきました。

その中で、省エネルギーにつきましては、先ほど、省新部長の高科より御説明差し上げましたけれども、石油危機後並みの効率改善を達成して、原油換算で 5,030 万キロリットル程度の省エネルギー見通しを実現するという、非常に野心的な目標が示されました。これは、エネルギー効率を 35%程度改善するという、エネルギー効率が停滞している中で、さらなる省エネをしていこうという非常に野心的な目標ということで、私たちもこちらの目標に向けて政策を総動員していくという、今、政策を講じているところということになっております。

また、平成 27 年 11 月の未来投資に向けた官民対話において、こちら先ほど部長から御説明差し上げましたけれども、安倍総理の御指示をいただきまして、製造業向けに従来採用してまいりました産業トップランナー制度、通称「ベンチマーク制度」と私たち呼ばせていただいておりますが、こちらを本年度中、平成 27 年度中に業務部門へ拡大して、3 年以内、平成 30 年度中に全産業のエネルギー消費の 7 割に拡大をするということで総理指示を受けまして、ベンチマーク制度の対象業種拡大を初め、徹底的な省エネルギーの推進に向けた具体的施策を講じているところで

して、また、それが未来投資戦略の2017にも位置づけられているということになっております。

これらの状況を踏まえまして、エネルギーミックスにおける省エネルギー目標というのを実現するために、必要となる工場等判断基準に係る所与の制度設計というのを本ワーキンググループで御審議いただきたいということで、昨年度に引き続いて工場等判断基準ワーキンググループを開催させていただきたいというふうに考えてございます。

審議事項については、以下、2番のところでお説明を申し上げます。

本ワーキンググループにおいては、特に早期に所要の措置を講じる必要がある以下の事項について審議するというので、2つ掲げさせていただいております。

まず(1)番、業務部門のベンチマーク対象業種の拡大ということで、こちら、安倍総理の御指示に基づきまして、今拡大を検討しているベンチマーク制度についての記述でございます。

業務部門におけるベンチマーク制度については、一昨年度はコンビニエンスストア業、昨年度はホテル業及び百貨店業について本ワーキンググループで審議を行っていただきまして、それぞれ制度開始をしているところということになっております。

今年度につきましては、現在、さらなる対象業種の拡大に向けて検討を進めておりますスーパー、貸事務所、ショッピングセンターのうち、年度内に合意が得られた業種について告示化に向けた審議を行うということとともに、さらなる対象業種の拡大に向けて、それ以外の業種への対象拡大についても検討を実施したいというふうに考えてございます。

(2)番、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の改正ということで、こちらにつきましては、次の3ページ目のところに省エネルギー小委員会意見というものを参考として掲載させていただいておりますけれども、私たちの省エネルギー政策の取りまとめをしている省エネルギー小委員会、総合資源エネルギー調査会の下に位置づけられております省エネルギー小委員会の意見として、平成29年、今年の8月4日に公表させていただいたものでございますけれども、工場等判断基準というものについての見直しが必要ではないかという御議論をいただいたものになります。

私たち、先ほどから申し上げますとおり、2030年度のエネルギーミックスという中で省エネ見通しを確実に実現するというののためには、日々の省エネ努力というのをしっかりと促していくことが必要であると。そのためには、現場のエネルギー管理に基づく判断だけでは設備投資の意思決定に直接結びつけることが困難であるということから、私たちが今、法律上、特定事業者、特定連鎖化事業者といった方々に配置を義務づけておりますエネルギー管理統括者等の経営層を巻き込んで、現場のエネルギー管理を踏まえた投資判断を促進するということが必要であるということを、省エネルギー小委員会の中で御議論いただいたところということになってお

ります。それを取りまとめたものが平成29年8月4日に公表させていただきました省エネルギー小委員会の意見というものになってございます。

同小委員会の議論を踏まえさせていただきます、工場等判断基準の必要な見直しというものを行うために、工場等判断基準の改正についての議論を本ワーキンググループでも行わせていただきたいということで、2つ目のテーマとして設定をさせていただければと思っております。

以上になります。

○川瀬座長

ありがとうございました。

今御説明がございましたが、今の御説明及びこの資料2に書かれた内容、何か御意見とか御質問がございますでしょうか。もしあれば、ネームプレートを立ててお知らせいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

それでは、よろしいでしょうかね。

そうしますと、ここでの審議事項について今御説明のあったとおりに進めるということで、御了解いただいたということになります。

(3) 平成28年度工場等判断基準ワーキンググループの振り返り

○川瀬座長

続いて議題3、平成28年度の工場等判断基準ワーキンググループの振り返りということになりますが、これも事務局から説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

たびたび恐縮でございます。

資料の3「平成28年度工場等判断基準ワーキンググループの振り返り」という資料をご用意させていただいております、昨年度、本ワーキンググループで御審議いただいた内容等を事務局でまとめさせていただきました。

今回、新任の委員の方も2名いらっしゃるということですので、少し、もう御案内の内容もあるかと思えますけれども、昨年度のワーキンググループでの審議の振り返りというものをさせていただければというふうに思います。

1ページおめくりいただきまして、2つのテーマを説明させていただきます。ベンチマーク制度創設の背景ということで、ベンチマーク制度がなぜ導入されたのか等の背景をまず簡単に御説明させていただいた上で、2番目の平成28年度工場等判断基準ワーキンググループの振り返りということで、昨年度、本ワーキンググループで議論いただいた内容について、御紹介させていた

できればというふうに思います。

2ページ目おめくりいただきまして、省エネ法の概要ということで、先ほど、冒頭の御挨拶の中で川瀬座長からお話がありましたけれども、省エネ法の中では、3つ目のポツで書いておりますけれども、省エネ取組を判断する評価基準の一つといたしまして、エネルギー消費原単位というものの年平均1%以上の低減というところを評価の判断の一つの指標にしているということでございます。

それを毎年毎年、事業者の方々から、下のフローで申し上げますと、定期報告書の提出ということで、経済産業省に出していただいたものを踏まえまして事業者の方々を評価するわけですが、その主な評価基準の一つとしては、先ほど申し上げた、エネルギー消費原単位の年平均1%以上の低減ができているかどうかというところを見させていただいているということになります。そちらにつきまして経済産業省が評価をした上で、必要な指導、立入検査、報告徴収という、省エネ取組が遅れていらっしゃるの方々に対しては、そういう行政的な措置というのも設けさせていただいております。

さらに、そういった立入検査、指導、報告徴収という措置をとったとしても、なお取組が著しく不十分な場合におきましては、法律第16条に基づく合理化計画の作成・提出の指示というものを行わせていただくことになってございます。

その合理化計画の作成・提出指示にも従わない場合には、事業者名の公表、命令、さらなる罰則措置を設けさせていただいているということになってございます。

そのような中で、次ページ、3ページ目をおめくりいただければと思いますが、省エネ取組の現状というところで、従来から御説明を差し上げている内容でございますが、産業部門、業務部門での、じゃあ、原単位の改善というのはどうなっているのかというところをあらわしたものが3ページ目のグラフでございます。

かなり線がたくさんあるんですけども、まず、赤の吹き出しで書いている三角の赤の二重線のグラフを見ていただきますと、1というところ、0.98、0.96という指標が左側に、縦軸に書いておりますけれども、1というのが基本的には従来、昨年度といいますか、その前年度と省エネ取組の改善状況が変わらないというところになっておりまして、産業部門につきましては、1から0.98のところである種ずっと推移をしているということでございますので、1%というところにはなかなか改善状況が届かず、産業部門全体では原単位の改善傾向が停滞しているということが言えるのかなということで、従来から省エネ取組を非常に頑張らせていただきまして、省エネに貢献をいただいている産業部門の方々の省エネ取組の余地が少し減ってきている可能性があるなというところが、このグラフから読み取れるのかなというふうに思います。

一番下の青の吹き出しで書いている三角青印の二重線のグラフでございますが、こちらは業務部門全体の原単位の改善動向をあらわしたものになります。こちらにつきましては、平成23年度に非常に大きく原単位の改善が見られたということでございますが、ここでは、非常に大きなイベントといいますか、東日本大震災というのが発生をしまして、節電要請であるとか、我慢の省エネと言われるような取組が日本全体で行われたというところで、かなり原単位の改善状況が大きく変わったということになってございます。

他方で、この原単位の改善というのはなかなか、定着したのもあれば、少しずつ震災からの回復とともに戻ってきている部分もありますので、例えば照明の間引きであるとか、そういったものについては、今、サービスの質にもかかわりますので、実際には照明も最近はかなり使われるようになってきておりますし、そういった状況も踏まえまして、今後、業務部門全体でも、なかなかこの1%の改善というのが難しくなる可能性があるなというふうに考えてございます。

そのような原単位の改善状況等を踏まえまして、4ページ目でございますけれども、省エネ法の課題といたしましては、年平均1%以上の低減の維持というのが非常に困難になってきているというところがございますので、既に相当程度省エネ取組を進めてきていただいた優良事業者の方々というのが1%に達しないと、その原単位の1%改善だけを指標にしているとなかなか適切に評価ができないという可能性がありますので、そこで、新しい評価指標としてベンチマーク制度の検討を始めさせていただきました。

その検討自体が平成20年の省エネ法の改正を契機に行われたわけでございますけれども、ベンチマーク制度につきましては、特に産業部門、業務部門というもののベンチマーク制度の導入というのを検討していこうということで、業種共通で省エネ取組を評価できるような指標の導入を検討開始させていただいたところということになってございます。

そのような中で、まず先行的に、21年から22年の中で、産業部門においてベンチマーク制度の導入を行っていただきました。当初は6業種10分野というところの検討が先行的に始まりましたので、そちらについての導入が進んだところということになってございます。

他方で、右側の吹き出しに書いておりますけれども、業務部門においてはベンチマーク制度の検討というところが始まったわけでございますが、特に6つの業種を選定して導入を進めていこうというところで、コンビニエンスストア業、ホテル業、百貨店業、貸事務所業、スーパー業、ショッピングセンター業という6つの業種について、特に業務部門の中でもエネルギー消費量が多かったりエネルギー密度が大きいということで、この6業種を選定して検討が始まったんですが、なかなか業務部門におきましては、経営形態が多様であるとかそういった事情から、当時は

ベンチマーク制度の導入に至らなかったというところで、引き続き継続的に検討していこうということになりました。

そのような中で、大きな転機が訪れるのが下から3つ目の丸のところの平成27年11月でございます。先ほども御紹介させていただきましたとおり、安倍総理から、このベンチマーク制度につきまして、省エネ取組を一層進めていくという観点から、業務部門に対してのベンチマーク制度の対象業種の拡大というのを、御指示をいただきました。

そのような中で、まず先行的に検討いただいたのがコンビニエンスストア業さんのベンチマーク制度であったということで、こちらにつきまして、平成27年度中に御審議をいただいて、28年4月から制度が開始をしているということになってございます。

その次に、昨年度、平成28年度の本ワーキンググループの中で、ホテル業、百貨店業についてのベンチマーク制度の検討を行わせていただきまして、ホテル協会さん、百貨店協会さんにご尽力をいただいて、ホテル業、百貨店業のベンチマーク制度の施行に、本年4月、至ったというところになってございます。

5ページ目でございますが、未来投資に向けた官民対話で安倍総理に御指示をいただいた内容ということで、総理発言の抜粋を載せさせていただいております。

この製造向けの産業トップランナー制度、ベンチマーク制度を、本年度ということで、平成27年度中に流通・サービス業（業務部門）へ拡大をして、3年以内、2018年度（平成30年度）中に全産業のエネルギー消費量の7割に拡大するというところで御指示をいただいておりまして、先ほど申し上げましたとおり、業務部門についてはコンビニエンスストア業さん、ホテル業さん、百貨店業さんについて、今、制度の開始に至ったところということで、当初検討していた6業種のうち3業種についての導入が決まったということになってございます。

さらに、このベンチマーク制度、まだ7割には到達しておりませんので、スーパー、ショッピングセンター、貸事務所、その他の業種についての検討を現在進めているところということになってございます。

6ページ目でございますが、ベンチマーク制度の概要ということで、それでは、ベンチマーク制度を導入するに当たって、どういうことが検討に必要なのかというところを書かせていただいております。

まず、ベンチマーク制度につきましては、事業者の省エネ取組の状況というのを業種共通の指標というものをを用いて評価するということが制度の趣旨でございますので、各事業者の方々、業種ごとにそういった業種共通の指標を設けて、かつ各事業者が目標とする水準、「目指すべき水準」と私たち呼んでおりますけれども、その達成を目指して省エネ取組を進めていただくものだと

うことで認識をしております。

ベンチマーク制度を導入していただくと、先ほど申し上げましたエネルギー消費原単位の1%以上の低減というところに加えて、さらなる業種共通の指標でもっての評価ができるということと、あとは、業種共通で指標を用いることによって、これまで事業者ごとに評価をしていただいた1%以上の低減というところ以上に、同じような業態の方々がどれぐらい省エネ取組が進んでいるのかということの中で位置づけがわかるということで、事業者の省エネ取組の状況を客観的に把握できることにつながるのかなというふうに考えております。

そのような中でベンチマーク制度の導入をしようと思いますと、1から3の下のところに掲げさせていただいている事項について決めていく、意識決定をしていく必要があります。事業、ベンチマーク指標、目指すべき水準という3つのものを決めていく必要がございます。

1番の事業につきましては、業種に近いようなものでございますけれども、同様もしくは非常に近い手法によってエネルギーを消費している業種・業態というのを設定するというので、この事業を決めるところからまず始まって、かつ、その事業の中でちゃんと業種共通の指標として評価できる指標というのを決めさせていただいて、かつ、そのベンチマーク指標について目指すべき水準ということで、大体上位、対象業種の1から2割の方々が達成できる水準を、目指すべき水準を設定させていただいて、その目指すべき水準を達成した方々はこのベンチマーク制度の中での達成事業者、その業種の中でのトップランナー事業者ということで評価をさせていただくことにしております。

例えば、高炉による製鉄業についての例を出させていただいておりますが、高炉による製鉄業、既にベンチマーク制度を導入していただいておりますが、ベンチマーク指標としましては、生産量である粗鋼量当たりのエネルギー使用量というのをベンチマーク指標にとつたいただいて、それを国として、その事業者の方々上位一、二割が達成できる水準ということで目指すべき水準を0.531キロリットル・パー・トン以下ということで設定をさせていただくことにしております。

7ページ目でございますけれども、少し字が細かくて申しわけございませんけれども、これまで、産業部門プラス業務部門の9業種13分野でベンチマーク制度の導入済みということですね。すみません、産業部門プラス業務部門で9業種13分野について、ベンチマーク制度を導入していただいているところということでございます。

ベンチマーク制度の導入業種については、以下に記載をさせていただいておりますけれども、今、このような業種について、それぞれベンチマーク制度を、ベンチマーク指標、目指すべき水準を設定させていただいているところということでございます。

8ページ目でございますが、ベンチマーク制度の導入メリットということで、ベンチマーク制

度を導入していただいた方々にはどのようなメリットがあるのかというところでございますが、まず、ベンチマーク制度のメリット、1つ目としましては、事業者クラス分け評価制度というのを国で平成28年度から開始させていただいておりますけれども、これは、事業者の皆様の省エネ取組の指標をもとに、S、A、B、Cの4つの段階に分類させていただいて、その状況に応じて、それぞれのクラス分けをしていくというものでございます。

こちらにつきまして、従来のエネルギー消費原単位1%以上の低減というものをまず主な評価指標にさせていただいておりますけれども、その原単位が1%以上低減を達成できていなかったとしても、業種のトップランナーとして省エネ取組を頑張っていた方々を評価しようということで、ベンチマーク指標達成していただいている方については、従来の指標、原単位指標を達成していなくてもSクラスへ位置づけるということをさせていただいております。

メリットの2つ目といたしましては、省エネ補助金による評価ということで、そういう規制措置だけではなくて、そういう規制措置にしっかりとコミットしていただいて省エネ取組を進めようという方々については、しっかりと支援措置というのも設けさせていただいております。ベンチマークの導入業種である方々については、省エネ補助金において、有利な評価を受けられるように措置をさせていただきます。

具体的には、定期報告書の中でベンチマーク指標を報告いただいている方々については、そのような報告をいただいているだけで、達成・不達成は問わず、その対象業種として報告をいただいた方々が、例えば省エネ補助金に応募いただいた、申請いただいた場合においては、その入りの要件として加点措置というのを設けさせていただいております。省エネ補助金につきましては、近年かなり採択率が下がっておりまして、なかなか採択されるのが難しいというふうに言われておりますけれども、それをベンチマーク指標の改善に役立てようと言われる方々については、その取組を後押しする観点から、入り口要件で加点措置をさせていただくということをさせていただいております。

9ページ目でございますが、先ほど申し上げました事業者クラス分け評価制度のイメージでございます。Sクラスの中で、努力目標というエネルギー消費原単位の達成度合いを見るところと、あとはベンチマーク目標が達成できているかどうかという2つのところを見させていただいて、これらのうちどちらかを達成いただいている方々については、SABC評価制度の中でSクラスに位置づけるということを措置させていただいております。

Sクラスになった方々については、どのようなメリットがあるのかというと、その対応としましては、下に書いてありますとおり、優良事業者として経産省のホームページで、事業者名であるとか連続の達成年数というのを表示させていただくということで、10ページ目にイメージを書

いておりますけれども、例えば平成28年度提出分の、今現行でホームページに載せさせていただいているものもございますけれども、事業者名と省エネ評価ということで、星が緑の列で、緑の列に星がついている方々は、原単位1%以上低減できている方か、もしくはベンチマーク目標を達成できている方ということになりますけれども、このような形で公表させていただくとともに、ベンチマークが達成できている方々については、ベンチマークの達成分野というところで、一番右の列の赤の点線の枠囲いで書いておりますけれども、達成できたベンチマーク達成分野というところに記載をさせていただいて、ベンチマーク目標が達成できた事業者の方々ですよということ国をホームページで載せさせていただいているということになってございます。

メリットの2つ目が11ページ目以降でございますが、11ページ目からは、平成29年度のエネルギー使用合理化の支援事業の今の公募要領等を載せさせていただいておりますけれども、そのような中で、12ページ目、13ページ目と移っていただきますと、ベンチマーク改善に資することが認められる事業については、政策的意義ということで、13ページ目で、定期報告書の記載からベンチマーク改善に資することが認められる事業ということで、ベンチマークを公表いただいている方々には、このような加点措置というのを設けさせていただいているということになっております。

これが、すみません、ちょっと長くなりましたけれども、ベンチマーク制度創設の背景とメリットというところになっております。

次の振り返りというところにつきましては、昨年度御議論させていただいた内容でございます。

まず1つ目といたしましては、業務部門におけるベンチマーク制度の拡大ということで、ホテル業におけるベンチマーク制度の審議をさせていただいたのと、百貨店業におけるベンチマーク制度の導入について審議をさせていただきました。

本年4月より制度開始させていただいております、来年7月末から定期報告による報告が行われるということになっております。

概要いたしましては、事業といたしまして、まず、3つのホテル業につきましては15ページ目に書いておりますけれども、シティホテル、リゾートホテルといった業態を評価しようと、共通の指標で評価をしようというところで制度を導入するという観点から、旅館であるとかビジネスホテルというところとの差別化を図る観点から、事業の①から③という条件を付させていただいて、そのようなホテルを評価しようということで、営業許可条件と客室面積の条件と食堂の条件という3つの指標を設けさせていただきました。

最後、該当する事業者ごとに、この例でいきますと〇〇株式会社さんが5つ、5軒の宿泊施設を保有している場合には、その条件に残った、3つの条件に該当するAホテル、Bホテルで使わ

れているエネルギー使用量が年間で1,500キロリットル以上というところにかかってくると、ベンチマークの対象になりますよということでございます。

指標としましては、16 ページ目に記載しておりますけれども、ホテルのベンチマーク指標については重回帰式という形で御審議をいただいて、御了解をいただいたというふうに認識してございますけれども、規模要因、サービス要因、稼働要因ということで、エネルギー使用量と密接不可分の7つの指標というのを重回帰させていただいて、それらをもとにベンチマーク指標を計算していただくこととなります。

例えば規模要因であれば、宿泊、共用部門の面積であったり、食堂、宴会場の面積、屋内駐車場の面積というところがエネルギー使用量に深くかかわっていると。サービス要因であれば収容人数、従業員数、稼働要因であれば宿泊客数と飲食、宴会場の利用客数というところが、それぞれエネルギー使用量と密接不可分ということであり、これにそれぞれのホテルの実績値というのをに入れていただくことによって、その下にかかる係数を掛け算していただいて計算をすると、例えばAホテルの場合でいくと、Aホテルと同規模、同サービス、同稼働のホテルで、標準的、平均的に使われるエネルギー使用量が推計をされて、それを分母にとっていただき、かつ、Aホテルで実際に使ったエネルギー使用量というのを分子にとっていただき、それらを両者比較することによって、ベンチマーク指標というのを算出していただくということになっております。上位水準は、上位一、二割の水準が、この0.723 以下ということで決定をさせていただいたということになってございます。

17 ページ目、今度、百貨店業のベンチマーク制度につきましては、商業統計で掲げている業態分類表における百貨店業に該当される方については今回ベンチマーク制度の対象になりますが、先ほど申し上げましたとおり、その百貨店自体、該当する百貨店につきまして、エネルギー使用量が合計で1,500 キロリットル以上というところについては該当してくるということになります。

18 ページ目がベンチマーク指標と目指すべき水準でございますけれども、先ほどのホテルと同様に、規模要因、稼働要因というのを設けさせていただきまして、それらによって重回帰式というのをを使ってベンチマーク指標を算出していただくということになります。先ほどと手法は同様なので説明は割愛させていただきますが、規模、稼働の両要因を含めた形で評価をさせていただくということにしております。目指すべき水準は0.792 以下ということで、こちら決めさせていただいた内容ということになります。

そして、19 ページ目でございますが、他業種の検討状況ということで、食料品スーパー、貸事務所、ショッピングセンター、それぞれの業種についても検討を進めて、業界団体の皆様と検討を進めさせていただいております、その結論を得られたものを今年度に御審議いただきたいと

いうふうに思っておりますが、今回、第1回のワーキンググループでは、食料品スーパーとショッピングセンターについて御審議をいただきたいというふうに考えております。

その中で、ワーキングの取りまとめの中で、食料品スーパー、貸事務所、ショッピングセンターについて、昨年度の取りまとめの中でも検討が継続して審議を行うこととしていただいておりますし、また、上記3業種以外にも、対象業者のさらなる拡大というところに向けて、ベンチマーク設定の可能性についても検討を進めるということと、あとは、特に御指摘をいただいておりますのは、官公庁、学校等の公共部門というところについては、やはり民間に先駆けてベンチマーク制度の検討を進めるべきでしょということと、やはりデータ等の情報公開の制約は少ないんじゃないかという御指摘をいただいておりますので、こちらについての検討も、2つ目の他業種を検討していく中での検討材料として、御指摘をいただいたところということになっております。

昨年度お示しさせていただいた20ページ目でございますが、では、プラスアルファの業種として考えられるのはどういうところなのかというところでお示しをさせていただいたものでございますけれども、一番左側が検討業種ということで、すみません、今導入済みの業種もしくは導入を検討している業種というところで、左側の灰色の部分で色塗りさせていただいているところが今検討しているところでございます。これを全てカバーできたとしても64.5%になりますので、少なくとも7割を達成していこうと思うと、65%を超えてくるような水準というところが望まれますので、残りの右の赤とか黄緑のところというところの対象業種の拡大というのを検討していくべきという御指摘もいただきましたので、こちらについての検討も進めさせていただければというふうに思います。

21ページ目でございますが、今年度ベンチマーク制度導入に向けたスケジュールということで、審議、本日12月25日を皮切りに、2月ごろまで審議をさせていただきまして、パブリックコメントに付した上で、ベンチマーク制度の告示施行ということで、30年4月を目指していきたいというふうに思っております。実際の運用開始するのは、1年間データ取りの期間が必要になりますので、31年4月からのベンチマーク制度の指標の報告と。今年度導入された業種については、そういったスケジュール感で動いていくことになります。

すみません、ちょっと長くなりましたが、最後、2つ目でございますが、昨年度御審議をさせていただきまして、今年度、特に細かい議論は予定しておりませんが、工場の中でも、例えば今、IoTであるとかAI、経済産業省としてはコネクテッドインダストリーズといった、報技術を活用した取組というのが必要になってくる世の中になっておりますけれども、そういったものを活用した省エネ取組というのもしっかりと評価すべきではないかというところで、昨年

度御審議をいただきまして、省エネ取組の中長期的な取組といたしまして、このITを、情報技術を活用した取組というのをしっかりと省エネ取組の基準である判断基準というところに位置づけさせていただくとともに、中長期的に取り組んでいただく指針の中に、この項目を追加させていただいたということになります。

具体的には、24ページ目、25ページ目になりますけれども、「エネルギー使用に関する情報技術の活用」というのが、24ページ目の判断基準の目標部分というところで項目1つ追加させていただきましたし、25ページ目に移っていただきますと、中長期的な取組をする上での指針の中に、「情報技術の活用」というのを追加させていただきました。

具体的には、26ページ目でございますけれども、中長期計画の作成指針というものに、今回、ネットワーク対応型製造設備というものとシミュレーション技術による開発というのを導入させていただきました。その中で、IoTを活用した統合管理による省エネを進めるネットワーク対応型製造設備であったり、シミュレーションを使ってモデルベース開発のような取組というのも進んできておりますので、そういったものを位置づけさせていただきましたので、今後、こういった取組を進めていただくとともに、実際には支援措置等でこういった取組を後押ししていくということも、しっかりと検討していきたいなというふうな形で取りまとめをさせていただきました。

すみません、長くなりましたけれども、私の説明は以上です。

○川瀬座長

ありがとうございました。

振り返りということで、資料3について御説明いただきましたが、今の御説明について何か御質問等はございますでしょうか。

山下さん、どうぞ。

○山下委員

ありがとうございます。

今、大変丁寧な御説明をお聞きして、改めて気づいたことがありましたので、細かいことで恐縮ですが述べさせていただきたいと思います。

最初の方のスライドの6ページにベンチマーク制度の概要というのがあり、スライドの8ページにベンチマーク制度導入によるメリットというのがあります。

6ページのベンチマーク制度の概要のうち上の背景の色がついているところで、ベンチマーク制度導入の意義というのがあります。この2つの点がそもそもベンチマークを考え始めたきっかけで重要な点です。なかなか国際的にもやられていない中、新たな領域に踏み込んだ大切な出発

点だと思いますが、これをベンチマーク制度導入の意義とするのか、ベンチマークそのものの意義とするのか、ここをもう一度考えていただきたいと思います。

1%低減という従来の指標ではもうなかなか難しくなってきた業種がどれだけの高みにいるのかを示すというのが1番目。

2番目は、自らが一体どこまでできているのかを相対的に見ることができる、客観的に見ることができるという意味で、これは必ずしもこの制度の意義というよりは、ベンチマークを使うということの意義と考えてよろしいのではないかと思います。

一方で、8ページ目、「ベンチマーク制度導入によるメリット」と書かれているスライドは、一転して、我が国の省エネ制度の中で、ベンチマーク制度に参加した事業者にとってどういうメリットがあるかということかと思しますので、言葉として「導入」が良いのか、「参加」が良いのか、これは御検討いただきたいと思いますが、ベンチマーク制度に参加する事業者が受けるメリットというスライドではないかと思います。

この説明資料はベンチマーク制度をこれから各方面に説明するときに使われる基礎資料かと思しますので、こうやって2つを区別して示すことが大事かと思しましたので、遅まきながらコメントさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○川瀬座長

今の御質問に対する御意見が……

○吉川課長補佐

ありがとうございました。

今の御指摘はベンチマーク制度を拡大していく上で非常に重要な御指摘だと思いますので、私たちがベンチマーク制度を御説明していく中でこういう資料をつくっていきますので、確かに仰るとおり、ベンチマーク制度導入の意義ということで、先ほどの6ページで御指摘いただいた2点というよりは、ベンチマーク制度そのものの意義ということだと思いますし、ベンチマーク制度を導入したことによってこのメリット2つを受けられるということなのかなと思しましたので、ちょっとその資料の文章といいますか、ワードは今後修正していきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○川瀬座長

ありがとうございました。

今回のこの資料は直接最後のまとめには使われるということはないのですが、考え方について、今の御指摘を踏まえた形でまとめていただければいいと思います。

ほかにございますでしょうか。

(4) 食料品スーパー業におけるベンチマーク制度に関する審議

○川瀬座長

それでは次、議題4になります。食料品スーパー業におけるベンチマーク制度に関する審議ということになります。

この資料の発表につきましては、日本チェーンストア協会の増田オブザーバーより資料4-1を御説明いただきます。その後、事務局から資料4-2の説明をお願いいたします。

それでは、増田オブザーバー、よろしく願いいたします。

○増田オブザーバー

ありがとうございます。

それでは、資料の4-1「食料品スーパー業のベンチマーク指標(案)」という資料に沿って、お話をさせていただきます。

昨年度もお話をさせていただきましたが、私どもの業界というのは色々な形態がございます。したがって、この表にもありますとおり、4団体でこの業界をまとめているわけですが、まとめている中でも、私どもの会員社、同じ延床面積でも全くエネルギーの使用の特徴が異なっているという業種がございます。この議論をするに当たって、各団体、会員社の要望を聞きながら対応してきたわけですが、特に省エネルギー課の皆様方にはアドバイスを頂戴しながら、ここまで参った次第でございます。

資料の1枚から4枚までは、この4団体の概要でございます。ここでの御説明は割愛をさせていただきます。

5ページが今回の4団体のカバー率でございます。エネルギー使用量で、おおむね73%のカバーをしています。

6ページでございますが、昨年までの検討の経緯でございます。

先ほどもお話をさせていただきましたが、いろんなタイプの店舗がある、あるいはバックヤード等々についても比率も非常に異なっておりまして、それぞれの団体で会員社とともに、導入に当たっての問題点、これを整理させていただき、昨年度報告をさせていただきました。その際に、委員の皆様方、先生方から、詳細なデータを取得する必要があると、御指摘をいただいたわけがあります。

8ページであります。アンケート調査、これを昨年実施させていただきました。アンケート用紙も、いろいろの内容もあったわけですが、実際には40事業者、107店舗か

らの回答で、有効回答数は89店舗だったということで、指標のためのデータ取得をもう一度するべきではないかということでございました。

9ページのところでありますが、エネルギー原単位の指標としての可能性を、検討を進めたいということでございまして、10ページのところでございますが、いろいろと整理をしてきたわけでありまして。

昨年までの検討の結果、11ページであります、4団体それぞれ持ち帰りをしまして、会員社等の意見もすり合わせを行ったわけでありまして、団体として案の3、総延床面積と営業時間、それから冷ケースの尺数、これが一番いいのではないかとということで、御提案をさせていただいたところでありまして。

12ページであります、今年度の検討プロセスというところで、改めてデータに関しまして再調査をさせていただきました。

項目のところも、売上高、来店客数、バックヤードの設備、これはプロセスセンターあるいは冷凍冷蔵庫の有無とか、今、我々の業界で、インスタペーカリー等、お客様に非常に御要望いただいておりますので、こうした有無も含めて再検討をさせていただきました。

今回は、258事業者に依頼をさせていただきまして、95事業者、272店舗で、有効回答数は180でございましたので、前回の89から比べれば非常に増えたと思っております。

そのデータをもとに、それぞれの団体、検討させていただきまして、改めて本日、私どもとしては、前回の案3でありますけれども、総延床面積、自店舗営業時間、冷ケース尺数を、指標としてお願いをしたいと思っております。

それから、最後になりますが、この指標の御議論いただくとは別でありますけれども、ぜひともお願いをしたいのは、会員社からも要望がございまして、制度が進んでいるわけでありまして、報告に当たる用紙でありますけれども、できるだけ簡素化いただきたいというお願いをしまして、私の御説明、終わりにさせていただければと思います。

ありがとうございました。

○川瀬座長

ありがとうございました。

続いて資料4-2の説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

食料品スーパー業のベンチマーク制定案ということで、事務局から御説明させていただければと思います。

資料4-2「食料品スーパー業のベンチマークの制定について」という資料をお開きください。

資料の1ページ目、「食料品スーパー業のベンチマーク制定(案)」ということで、今、増田様から御説明をいただいた内容と重複しますけれども、事業といたしましては、今回、商業統計で掲げる業態分類表において、食料品スーパーをベンチマーク対象店舗として、事業者単位でその店舗のエネルギー使用量の合計が1,500キロリットル以上ということで、年度当たりの使用量がこの値を超える場合にはベンチマークの報告が必要となるということにさせていただければと思っております。

ベンチマーク指標については、先ほど御説明いただいた内容でございますが、案の3というところの中で、延べ床面積、年間営業時間数、冷ケースの尺数というのを重回帰するというところで、延べ床面積には単位平方メートルに対して2.543を乗じた値、年間営業時間については単位時間について0.684を乗じた値、冷ケースの尺数については単位尺に5.133を乗じた値というところで、これらをベンチマーク指標の中に組み込んだものをベンチマーク指標にしたいというふうに考えております。

目指すべき水準としましては、上位15%が達成できる水準ということで、0.799以下ということにさせていただければと思います。

2ページ目、おめぐりいただきまして、対象事業の具体的なイメージでございます。食料品スーパーにつきましては、商業統計の業態分類表の中で専門スーパー、百貨店、総合スーパー、専門スーパーの中の専門スーパーの中の一つである食料品スーパー。食の取り扱い商品が70%以上、かつ、売り場面積が250平方メートル以上というところを対象にしたいというふうに考えてございます。

次の3ページ目でございますけれども、このベンチマーク指標を算出いただくに当たりまして、店舗を複数持っていられる方々というのがいらっしゃる場合については、一番下の式ですね。エネルギー使用量で加重平均をするということによって複数の店舗を1つにまとめていただいて、事業者で1つのベンチマーク指標を出していただくという、昨年度も、ホテル業さん、百貨店業さんの中でも御審議いただいた内容と同様ということになってございます。上のところは、先ほど申し上げましたベンチマーク指標の算出の方法ということになってございます。

目指すべき水準については、4ページ目で書かせていただいておりますとおり、0.799以下ということで、上位15%水準が、上位15%が達成できるという水準ということにさせていただいております。

以下、参考情報となりますので、もし質疑があれば、その際に使用させていただければというふうに思います。

事務局からは以上になります。

○川瀬座長

ありがとうございました。

資料の4-1と4-2について続けて御説明をいただきましたが、今の御説明に対して、何か御意見、御質問ある方はネームプレートを立てていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

どうぞ、はい。

○辰巳委員

増田オブザーバーから要望として、報告等について簡素化をお願いしたいというお話なんですけれども、どのくらい難しく、どこをどのように簡素化すれば良いというのは、具体的にどのようなイメージでしょうか。

○増田オブザーバー

私の会員社からの要望からすると、先ほどのように省エネ法の報告をさせていただいていると、できるだけそれに沿った内容といたしますか、余り負荷のかからないように、改めてこういうデータをということがプラスにならないようにしていただけると助かる、こういう御意見は頂戴しています。

そのお答えでよろしゅうございますか。

○辰巳委員

余り具体的ではないですね。様式は、例えばイメージをしたのは、パソコンに打ち込むのが大変だから、もう手書きでも出せるようなものにして欲しいとか、そういうイメージなのかどうかというのをお聞きたかったんですけども、そんなことはないですね。

○川瀬座長

今のは、会員に対してアンケートを募ったところ、そういうこともあったと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○増田オブザーバー

はい。

○川瀬座長

ほかにございますでしょうか。

渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員

ありがとうございます。

ちょっと細かいことになるかと思うんですけども、原単位の算出の中に冷ケースの尺数を入

れられたという。これは食料品スーパーの中で非常にエネルギー消費の大きいところだと思いますので、いいことだと思いますけれども、冷ケースには大きく分けて冷蔵と冷凍の2つ温度域があります。各スーパーによってその割合が違ったりする影響というのは実際にはなかったのでしょうか。その辺についてお調べいただいたことがありましたら。

○川瀬座長

いかがでしょう。

○吉川課長補佐

すみません、データについてはちょっと事務局から御説明させていただければと思いますが、仰る仰るとおり、冷蔵、冷凍のショーケースのところで、やっぱり尺数、僕たち今、冷ケースの尺数というのは横幅をイメージしているんですけども、この冷ケースの長さによって、やっぱりエネルギー使用量の差といいますか、エネルギーがかなり使われてくるというところがありますので、冷ケースの尺数が長いところについてエネルギーが大きく使われるというところあるんですが、これを合理化していただいて、かなりエネルギー使用量に影響が及びますので、ここを合理化していただくことによってベンチマーク指標が改善をしていけるということは御指摘のとおりあるのかなと思っていますので、食料品スーパー業さんで必須の設備だとは思いますが、それに応じた使い方、運用の仕方の合理化というのを進めていただければという思いで、ベンチマーク指標の中にはこの指標設定させていただいているということになります。

○渡辺委員

ちょっとすみません、ポイントがちょっとあれかと思うんですけども、要するに、冷ケースという、例えば5℃ぐらいの冷蔵温度と、あとはマイナス18℃の凍結温度で使わなくちゃいけないものがあつたときに、尺だけを指標とすると、温度下げれば下げるほどエネルギーは使うわけですので、そうすると、例えば指標を良くするために、本来低い温度にすべきものをちょっと高くしてというような話になると、食品衛生の面から問題が出てきたりしますので、その点、大体どこも割合が同じぐらいということであれば公平性が保てると思うんですけども、例えばある業種では非常に低い温度のものが必要になるとか、そうなるとういった店舗が不利になると、そういった状況があるのかと。細かいことなんですけれども、心配される状況ですので、そのあたりの判断について伺いたいです。

○吉川課長補佐

失礼しました。確かに仰っている、温度を下げればエネルギー使用量に大きく効いてくるというところはあつたんですが、今回そういうものも、もろもろ全体含めて、このベンチマーク指標の中で統計的にツールで回した結果、そのt値であるとかp値であるとか、そういったところに

ついてもさほど大きな影響はなかったというふうに認識をしてございますし、食料品の衛生を無視してまで省エネ努力も進めてくれというところまでは求めておりませんが、例えばそれを効率のいい設備に交換するとか、そういったところでの省エネ取組できるかなと思いますし、今回データとして全体、この冷蔵設備の温度帯というのも全てもろもろ込みで、尺数で計算してもそれなりに式の親和性はあったというところなので、今回は、食料品スーパー業のベンチマークについては、その温度帯までは考慮しなくてもいいかなと、尺数で適切に評価できるかなというふうに事務局としては考えております。

○川瀬座長

よろしいですか。

ほかにごございますでしょうか。いかがでしょう。

山下さん。

○山下委員

すみません、昨年一度御説明いただいていると思うのですが、新しい委員の方がいらっしゃるのと、私の記憶が薄れてしまいましたので、もう一度御説明をいただけると有難いのですが。最初に案の1から4まで、どの指標でやるかという検討をされたときの参考の重回帰分析の結果というのが資料の4-2のほうについています。案の1、2、3、4、これ全て実は決定係数も高く、t値も高かった中、相関もあるかもしれないですが、延床面積、売上高、店舗営業時間、冷ケース尺数、この4つを利用する案2と案3で比べた時、実は案2の方が最初の検討では決定係数が高かったようです。多分色々な御議論があつて案3にされたようです。今回はそもそも案3での御説明だけだったのですが、案3にされた背景とか理由というのが、具体的なものがございましたら、もう一度教えていただけますでしょうか。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

○増田オブザーバー

今回、4団体でいろいろと検討させていただいた中で、売上高というのは、私の業界、御存じのように、非常に競争が激しくなっております。したがって、いわゆる同業他社がすぐお店の前にできるなんてのはごくごく当たり前ですし、他業種も入ってきているという中で、この売上高を加味すると、今年が100だったのが翌年になると80になるというのはよくよくあることなものですから、できるだけ安定するという数字を見るには売上高は除したほうがいいんじゃないかということで、この案を御提案させていただいていると、そういうことでございます。

○山下委員

決定係数の差がそれ程大きくない中、変動の大きいものは除くご判断ということで承知しました。ありがとうございます。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

ほかにはございますでしょうか。

鶴崎委員。

○鶴崎委員

前の議題でお伺いすべきだったかもしれないんですが、目指すべき指標というのが、これから数年経過したときに、どういう形で見直しを考慮しておられるのかということですね。といいますのは、もし業種全体で非常に省エネ努力が進んでいる場合、その水準にさらに追いつくというのは非常に大変ですし、一方で、業種全体で少し省エネ取組が遅れているような場合には比較的容易にその水準に到達するといったことも考えられて、今回、ベンチマークは相対評価ですけども、絶対評価的な視点というものもあわせて加味しないと目標水準の見直しといったことも難しいようにも思うんですが、そのあたりはどんな議論がされていたか、教えていただければと思います。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。

ベンチマーク制度の目指すべき水準の見直しについてということなんですが、御指摘のとおり、省エネ取組進んでくると、上位15%水準とはいいつつも、この割合がかなり高くなってくる可能性はございます。なので、ベンチマーク制度、特に年限を設けているわけではございませんが、大体5年おきぐらいをめどとして、この水準を見直しをさせていただくということをしております。実際に、平成21年、22年に導入していただいた製造業のベンチマークにつきましても、平成27年度という5年の区切りをもって見直しを行わせていただきましたので、今後、業務部門のベンチマークについても、そのような形で見直しを適宜行っていって、この水準に引き上げというのを図っていきたいなというふうに考えてございます。

○川瀬座長

たしかこのベンチマーク制度の検討が始まったころからそういう御意見があって、適宜見直す必要はあるということだったと思いますね。

いかがでしょう。

赤司委員、お願いします。

○赤司委員

今のお話とちょっと関係するので発言させていただきます。前の資料でベンチマークの意義のような話があったと思うんですけども、基本的には、これまでもベンチマーク的な評価システムはあって、統計的に整理され、ホームページで公開されたり冊子になったりしています。

ただ、そういう情報が個々の建物や店舗、個々のオーナーに対してどれだけ届いているのかというと、私自身余り把握していないのですが、実際は余り届いていないのかもしれないという危惧があります。もしそうだとすると、単にそういった統計情報をオープンにするだけではなくて、その全体の情報と個々の情報、そしてそれらの位置関係のようなものを個々のオーナーに対して、あなたの建物はこの位置にありますよということを改めて知らせる必要があるのではないかと思います。

ここでの評価はSとAとBがあって、Aは特に何もしないということになっています。Sは良い評価として公表します、Bは指導します、Aは特になしということですが、先ほどの例えばベンチマークの指標の0.799、上位15%という部分を考えてときに、将来的にはAをSに持っていないと全体として省エネが進まないことになるのではないかと思います。Aをもらっても何もしなければAは動かないということになりますので、そこにできるだけ情報を与えて省エネ的な取組をやってもらうということが必要ではないかと思います。

数年後見直すときに、例えば0.799以下の人たちが30%ぐらいに増えて、0.799の閾値を少し動かさないと上位15%にならないというような状況が正しいと思うのですが、今のやり方ではAに評価された建物に対して何もアクションしないことになっているというのが気になります。

○川瀬座長

ベンチマーク制度の運用についてですね。いかがですかね、事務局のほうからございますか。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。

今のは、SABC評価制度のA事業者の方々とS事業者に引っ張っていくという話だと思いますので、少しちょっと省エネルギー小委員会のほうで制度設計したものですので、そちらの所掌になるので、個人的な私見といいますか、そういうものになってしまいますけれども、仰る仰るとおり、その底上げ、省エネ取組の底上げというのはかなり重要なことで、今仰った仰ったとおり、A事業者に対しては、御指摘のとおり、何も今のところは措置が設けられていません。なので、この人たちにどう省エネ取組の意識を持たせていくかというのは非常に重要で、今仰っていただいた何らかの情報というのをしっかりと与えていくというのは、どちらかというと、もう全ての事業者の方々の省エネ取組を上げていくために必要なのかなと思ってございます。

他方で、取れる情報、情報の粒度とかもありますけれども、事業者さんが毎年毎年把握してい

た、ベンチマーク指標は、できれば毎年把握されているものの中で、エネルギー使用量と密接不可分のものを指標化しようというところで制度を進めているわけですので、できれば負荷が少ないようにということで、先ほど増田さんの仰った定期報告の、報告の範囲を相当逸脱しないようにというところの制度の中で、もう設計はさせていただいておるんですけども、オーナー側に情報が行っていないというのは、オーナー・テナントの関係の情報がちゃんと適切にやりとりされていないというところがありますので、そういったところは、今後の別の制度設計も含めて、しっかりと検討していかなければいけないという検討課題ではあるのかなというふうに、すみません、認識をさせていただいたので、ちょっとまた引き続き、ここについても検討を深めさせていただければというふうに思います。

すみません、ちょっと完全な回答になりませんが。

○川瀬座長

ありがとうございました。

花形委員。

○花形委員

ありがとうございます。

当センターでは、食料品スーパーさんに関しましても、省エネルギー診断を実施しております。そういった視点から、感想といたしましうか、御意見を申し上げたいと思っております。

食料品スーパーさんでは、一般に3つの分野、具体的にはショーケースと、それから照明と空調と、この3つの分野が非常にエネルギー使用量が多くなっています。したがって、省エネルギー診断の提案の項目は、運用による改善、それから投資による改善ともに、この3つに対するものが共通的に多い傾向になっています。

今、私が申し上げたこの3つの分野を、今回御提案いただきました説明変数と照らし合わせてみると、ショーケースは設備要因そのものでありますし、それから照明とか空調は、これはおおむね規模要因に該当するのかなというふうに思います。こうしたことを考えますと、今回御提案の説明変数を使うことで一層の省エネにつながるというふうに捉えることもできるのかなと思ひまして、そういった面においてはふさわしいものじゃないのかなと思います。

以上でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。

はい、辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

この3つの指標でやるということに関しては全く反対ではないんですけども、先ほど、赤司委員が仰ったように、自分たちの活動をよくしていこうと思うためには、何をどうすればいいかというのがもう少し具体的にわかればいいかなと思っていて。例えば、そこで働く人たちとかですね。この指標だけだともう固定されたもので、例えば照明と今仰ったからちょっと気づいたんですけども、それをLEDに替えたとしても働く人の意思じゃないと思います。それは経営の側で考えることで。冷ケースの尺数だって、何年かたてば更新するんでしょから、その折にはいいものになるかもしれませんが、だけど、それも働く人の意思とは関係ないものです。でするので、中で働く人たちが、自分たちのお店、すごくよく取り組んでいるんだ、だから自分たちも協力しようというふうに思えるような、何かそんな工夫ってないんですかねというのが、お店の側にお聞きしたいと思ったところです。

○川瀬座長

いかがでしょう。

○増田オブザーバー

今御指摘のありました点というのは、実際、程度は別にして、現在も行われています。例えば、バックヤードあるいは事務所の照明を消す、あるいは従業員専用の化粧室、これをいわゆる自動にするとかいうのは進めています。

ただ、この先、よりどうするかというのは、なかなか知恵の必要なところありますので、こういう場でアドバイスをいただければ非常に助かります。

今のお答えでよろしゅうございますか。

繰り返し申し上げますが、従業員の方の意識というのも従来から比べれば非常に高くなっていると御理解をいただきたいということです。

○川瀬座長

なかなか難しい質問ですね。

いろいろと御意見が出ましたが、そろそろまとめてよろしいでしょうかね。

亀谷先生、どうぞ。

○亀谷委員

解析データの信頼性という意味で、5ページに示されている、例えばエネルギー消費量ベースというのは全体の73%をカバーしていると仰っているんですが、今回はさまざまな業態があるということで、食料品のスーパーを解析され、それが180店舗であるということで、すなわち、この5ページのカバー率とは違う数字になるわけですね。いわゆるカバー率とか、事業者ベースに

しても、本来解析すべきデータ母数というのが必要な解析数になる、どうかというような、そのような判断をしにくいんですけれども、その辺はいかがでございましょうか。

○川瀬座長

これはどちらですかね。増田さんのほうからでしょうか。事務局ですか。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。

今回、食料品スーパーに限定をさせていただいたのは、私たち政府の側からの提案だったので、政府から御回答させていただければと思いますけれども。

今回、総合スーパーであるとか食料品スーパー、いろいろある中の業態の中で、エネルギー消費を画一的に見ようとしたときに、やはり機器であるとかそういったところで使われている設備の類似性がとれるような食料品スーパーというところで、食であればそういうところをとるのがいいのだろうということで、今回、食料品スーパーを4協会の皆様に御提案させていただきました。

すみません、資料4-1の12ページ、今仰ったとおり、いろんなスーパーの業態がある中で、今回、食料品スーパーに特化させていただいた中で、本調査の有効性というところを協会の皆様と御議論させていただきましたけれども、一応、商業統計の食料品スーパー数を母集団としても、この信頼度95%、誤差範囲プラマイ7%なので、それなりに今回、有効回答数180ということになりましたけれども、その信頼度というのはある程度担保されているのかなと思いますし、引き続きこれを、制度を運用していく中で、この有効性というところについてはちゃんと確保していくという取組を継続的にやっていきたいと思いますので、まず、初めの入り口の段階としては、有効性はある程度確保された状況で制度開始できるのかなというふうに考えてございます。

○川瀬座長

ありがとうございます。

増田さんのほうからも何かコメントございますか。よろしいですか、今のお答えで。

よろしいでしょうか。

山下委員。

○山下委員

すみません、今の御質問で私も伺いたかったことがあったので、聞いていたのですが、食料品スーパーのエネルギー消費量、全体の何%というのは、先ほどの5ページ目のエネルギー使用量ベースで72.9%との関係ではどうなるんですか。これが食料品スーパーのエネルギーのカバー率ではないですよね。

○吉川課長補佐

そうですね。ここについては、定期報告というところに限定をさせていただいて、今回、4協会さんの加盟されている、このエネルギー使用量ベースでカバーしている範囲ということになりますので、ここ全てということではないんですが、まず、ベンチマーク指標を検討させていただくに当たって、特に各種食品小売業という定期報告を今国のほうにいただいている事業者さんの、そもそも事業者数であるとかエネルギー使用量のカバーの割合を見させていただいた上で、さらにアンケート調査という、さらに細かいところについていますので、まず、入り口の段階の定期報告をいただいている各種食品小売業の5811のカバー率としては、この4協会さんの73%という数字が担保されていると。かつ、今申し上げたアンケート有意性というところで少し細かい情報をいただいた中でいくと、先ほど申し上げた統計的な有意性も確保できているので、今回、事務局としては問題ないのかなというふうに考えています。

○川瀬座長

よろしいですか。

○山下委員

あくまでも入り口として食料品スーパーということで理解いたしました。今後また、ショッピングセンターもできたら総合スーパーもできるかなという期待を持ち続けたいと思います。

エネルギー消費としての把握はまだされていないということでもよろしいですね。はい、ありがとうございます。

○川瀬座長

そろそろ時間もたちましたので、この辺でまとめたいと思いますが、いろいろと議論は出ましたが、一応、本日の資料4-1、4-2について、この対象としている議論の内容についてはおおむね了解と考えて良いのかなと思います。

ただ、今回の資料に示されていないようなところではいろいろと議論があって、運用とか、その扱いとかはもう少し検討が必要というようにまとめてよろしいでしょうか。

そう考えると、一応本日のところは資料4-1、4-2の内容をベースに取りまとめさせていただいて、このパーツ以外のところで、本日の議論がコメントとして載ってくるというふうに思います。

また、本日また後で予定されています経営者の役割みたいなのところにも、本日の議論というのはかなり関わってくるのではないかなというふうに思いますが、そんなことで本日の議論をまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

では、基本的に御了解いただいたということにさせていただきます。

(5) ショッピングセンター業におけるベンチマーク制度に関する審議

○川瀬座長

次の議題、ショッピングセンター業におけるベンチマーク制度に関する審議に移りたいと思います。

資料の発表につきましては、日本ショッピングセンター協会の村上オブザーバーから資料5-1について説明、その後、事務局から資料5-2の説明をお願いいたします。

○村上オブザーバー

それでは、日本ショッピングセンター協会の村上でございます。よろしくお願いたします。

資料の5-1に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず1ページ目、日本ショッピングセンター協会の概要ということで、ここに記載のと通りの会員数等で現在運営を行っております。

2ページ目でございますけれども、協会概要ということで、まず、ショッピングセンターの取り扱い基準ということはここに書いてございますけれども、現在、全国に約3,200のショッピングセンターがあるということでございますけれども、これは、当ショッピングセンター協会のほうで、この取り扱い基準に基づいてショッピングセンターと認定をしたもの、これをショッピングセンターということで位置づけをしているということでございますので、これがショッピングセンターの取り扱い基準ということで、店舗面積であるとか、ショッピングセンターの中にあるテナントの数であるとか、そういうものをベースに今決められているということでございます。

次に、3ページ目でございますけれども、ショッピングセンター協会概要ということで、用語の説明、これはちょっと御覧をいただければと思います。

4ページ目、ショッピングセンター協会概要で、業界に占める当協会の位置づけでございますけれども、ショッピングセンター業界全体の規模感からいいますと、企業数が1,321社で、ショッピングセンターの数が全国で約3,200あるということで、当協会へ加入しておられるショッピングセンターについてはここに記載のとおりということでございます。

市場規模については、全体で約31兆というのが市場規模で、小売全体で約24%程度の比率を占めているというふうな位置づけになっております。

それから5ページ目、ショッピングセンター事業の内容ということで、ショッピングセンターは、ショッピングセンターの施設を所有しているディベロッパーと、その中で小売業等を行っておりますテナントさんという、この2つの大きな事業者によって運営が行われているということでございます。この点がショッピングセンター業の特色でございますので、御説明をさせていた

だきます。

続きまして6ページ目、ショッピングセンターで使用するエネルギーの構成比ということでございますけれども、これ、ほとんど電力ということで、約85%、照明とか空調によって占められているというのが実情でございます。

続きまして7ページ目、28年度、昨年度までのワーキンググループでの検討の経過でございますけれども、まず、3回目のワーキンググループでの報告ということで、ショッピングセンターというものがどういう施設形態なのかということをお説明させていただいて、この施設形態に基づいた形で、検討をどういう形で進めていくのかということをお議論いただいたということでございます。

今後の対応策としては、アンケート等をとって、ショッピングセンターをどういう形で定義づけをしていくのか、どういう形でベンチマークの設定を行うのかということをお、アンケートをとって検討していこうというのが昨年度までの検討であったと思います。

次に、8ページ目の対象事業の検討ということでございますけれども、ショッピングセンターの施設形態等について検討しまして、大きく分けて、ここにございますように、エンクローズドモール、要は建物の中にほとんど含まれているショッピングセンターと、オープン型のモール、これは例えばアウトレットのような形態のモールであるとか、あと地下街、大きくこの3つに分類されるだろうということでございますけれども、これの明確な定義等はございません。

今回、この3つの形態のショッピングセンターがあるわけなんですけれども、それぞれのショッピングセンターを見てまいりますと、約9割がエンクローズド型のモールということで、今回のベンチマーク制度の対象としては、このエンクローズドモールを対象として検討を行ったかどうかというのが結果でございます。

次に、9ページ目のベンチマーク指標（案）の検討ということでございますけれども、現在、定期報告で原単位分母の選択ということで報告をされておりますのが、ほとんど面積、時間とそれから面積ということで、ほとんど95%がこれによって報告をされているということで、ベースはこれを考えたらどうだろうかということでございます。

これを受けまして、10ページ目のところに具体的なベンチマーク指標検討、案の検討ということで、この9割を占める事業者を対象に、ショッピングセンターの中のテナントさんを含める場合と含めない場合ということで検討を行っております。これに先ほどの面積及び面積・物販営業時間を指標として加えたもので、4通りの検討を今行っているという形になっております。

ベンチマーク指標案①が総延べ床面積と、あとエネルギー使用量を使ったもの。それから、ベンチマーク指標案②が総延べ床面積と物販営業時間にエネルギー使用量を入れたもの。この2つ

は、それぞれテナントを含むという形で計算をしております。

それから、ベンチマーク指標案③、ベンチマーク指標案④がテナントを含まないということで、分母をそれぞれ共用部の延べ床面積ということと、それから、指標案④は共用部の延べ床面積に物販営業時間を加えたもの。これを、それぞれテナントを含まないというケースで計算したということで、この4つの方法で今回指標の検討を行っております。

今回、次の11ページ目でございますけれども、ベンチマーク指標案の検討に当たっては、29年度の協会員を対象としましたアンケート調査を実施いたしております。今回、アンケート調査を実施いたしました会員は50事業者、197ショッピングセンターということで、それぞれ有効回答数がここに記載のとおり出ております。

指標案①、②、③、④ということでございますけれども、誤差範囲が結構大きなものもございまして、指標案③、④がその中では誤差範囲の中におさまっているということでございます。

次に指標案①、先ほどの4通りのベンチマーク指標案のそれぞれ、アンケートに基づいた分析結果が12ページから4ページにわたって記載をされております。

まず、12ページにつきましては、先ほどの指標案の計算式のところでも御説明しましたように、テナントを含むケースで、総延べ床のエネルギー使用量を見たものでございます。この場合、テナントを含むということでございますけれども、サンプル数が37ということで非常に少ないということで、決定係数は0.827と、比較的高い決定係数は出ているんですけども、一つ問題は、このサンプル数が少ないということでございます。

それから指標案②の、これに物販営業時間を加えた場合の計算式で決定係数を見た場合、0.791ということで若干決定係数は下がりますけれども、比較的高い数値が出ております。ただし、これも同じくサンプル数が37ということで、非常に少ないということでございます。

それから、次に指標案③の14ページ目の分析でございますけれども、これはテナントを含まないということで、ショッピングセンターの共用部の面積だけを考慮してエネルギー使用量との相関を見た場合ということで、こちらは、サンプル数は136ということで比較的多くて、誤差範囲も小さいんですけども、決定係数が0.348ということで非常に小さいということで、用いられないかなということでございます。

同じく指標案④につきましても、これに物販営業時間を加えた場合はもっと下がって、決定係数0.281ということで、非常に低い数値しか出てこないということでございました。

今回、協会の会員にアンケートをとった結果でやった場合、先ほど4通りの計算結果を御説明しましたように、テナントを含むケースで指標案①と②が比較的高い決定係数が出てまいりましたけれども、N数が37ということでサンプル数が少ないということで、ちょっとこれを採用する

のは難しいかなということで、同じように、この黒丸の2つ目にございますように、低炭素実行計画のフォローアップ調査、こちらのほうで同じようにテナントを含む形でのデータをとっております。この場合はN数が355ということでサンプルが多いということで、参考までに、こちらを指標案①、②の形で、追加分析を今回行いました。

その結果が次の17ページ目にございます。総延べ床面積とエネルギー使用量との相関関係については決定係数が0.750ということで、N数が355というサンプル数も非常に多いサンプル数で、決定係数もそこその数字が出てきているというのが、この17ページの指標案①の追加の分析結果でございます。

次に、18ページのところで、これに物販営業時間を加味した場合の決定係数が0.742ということで、若干下がりますけれども、これも0.7の半ば台で決定係数が出てきているというような形で、今回、アンケート及びF U調査の結果を参考にした分析で決定係数等の数字を出してみたということでございます。

これらを受けまして、19ページ目のところに、今回のベンチマーク指標案の検討のまとめということで黒ポツが5つ書いてございますけれども、まず1点目としては、定期報告におけるエネルギー使用量の報告範囲は、事業者によってテナントを含む・含まないの両方のケースが存在するというので、この両方で検討する必要があるだろうということでやりました。

その結果、今回のベンチマーク指標案の検討において、テナントを含まない、要するに共用部分だけで指標案の検討をした場合は、一定の相関係数が得られなかったというのが2点目の結果でございます。

これを受けて、3点目ですけれども、現在の省エネ法において、オーナー・テナント共同による省エネ取組を促しているという省エネ法の本来の趣旨があるわけなんですけれども、エネルギー使用量の大半を占めているテナントを含む、要するにショッピングセンターの館全体の指標とすることで、ショッピングセンターの全体のさらなる省エネ促進効果が期待できるだろうということで、この方向で考えたらどうだろうかというのが3点目でございます。

ベンチマーク指標といたしましては、一定の相関が得られ、当協会の会員企業の納得性等についても、内部の委員会等で議論を行いまして、得られております。定期報告におけるエネルギー使用量の報告範囲にかかわらず、テナントを含むということで、定期報告においてはエネルギー管理権限等の問題でテナントは含まないというふうな形になっておりますけれども、今回、テナントを含む施設全体のエネルギー使用量を対象とする指標案①を採用した形で、ベンチマークの設定の検討を行ったらどうだろうかということでございます。

ただし、年度内にショッピングセンター、開店・閉店が結構ございます。これについては、そ

の年度には対象から除外する必要があるだろうということが、ただし書でつけ加えさせていただきました。

以上が検討の結果でございます。

○川瀬座長

ありがとうございました。

続いて、5-2を事務局からお願いいたします。

○吉川課長補佐

資料5-2の「ショッピングセンター業のベンチマークの制定について」というところで、私から御説明差し上げられると思います。

1ページ目をお開きいただきまして、ショッピングセンター業のベンチマークの制定（案）ということで、事業といたしましては、特にショッピングセンター業、現行のショッピングセンターといわれる方々の報告が多かった日本標準産業分類において、貸事務所業（6911）のうち貸事務所業、貸店舗業に該当して、かつ、先ほどのショッピングセンター協会様の御説明にもありましたけれども、取扱い基準という条件を付して、それに該当される方々のベンチマーク指標案ということで検討したいというふうに思っています。

その施設を持っていらっしゃる方々の合計、合算値が、エネルギー使用量の合計が1,500キロリットル以上になっている事業ということで、ショッピングセンター業をまず定義させていただいた上で、先ほど、村上様からも御説明ありましたとおり、ベンチマーク指標案としては原単位である延べ床面積分のエネルギー使用量ということで、ベンチマーク指標案を設定させていただきたいというふうに思います。

目指すべき水準といたしましては、0.0303キロリットル・パー・平方メートル以下ということで、上位15%水準という数字に設定をさせていただければというふうに思っております。

2ページ目は対象事業に関する説明で、先ほど申し上げました日本標準産業分類とショッピングセンターの取扱い基準に基づくものでございます。

3ページ目につきましては、ベンチマーク指標の算出の仕方ということで、原単位で算出していただいたものを、それぞれのエネルギー使用量で、店舗を複数持っている場合には、店舗のエネルギー使用量の加重平均で、事業者ごとに1つ出していただくと。それが0.0303の数字を下回っている場合には、そのショッピングセンターさんはトップランナーであるということで評価させていただきたいというふうに思っております。

事務局からの説明は以上になります。

○川瀬座長

ありがとうございました。

資料5-1と5-2、続けて御説明いただきましたが、御意見、御質問あれば、またネームプレートを立てていただきたいと思います。いかがでしょうか。

亀谷委員。

○亀谷委員

お聞きしたいんですけれども、例えば、資料5-1の14ページないしは15ページで、横軸は床面積、縦軸はエネルギー使用量、10万平方メートルのところを見ると、平均的な2,000あたりのところから比べて、一つ突出した1万2,000、6倍ぐらいのエネルギー消費のデータがあると。統計的に扱っていると、こういうのは外れ値という扱いにしてもいいかなと。そうすると、外れ値のこの突出したものが抜け、決定係数も向上するのではないかと思います。実際にこれは単位の入力間違いでないということだと、そういう外れ値の考え方の導入というのは、今回の場合はなかったのでしょうか。その辺は解析の手法として教えていただきたいんですけれども。

○川瀬座長

これは、村上オブザーバーからがよろしいでしょうかね。

○村上オブザーバー

アンケートの結果、今御指摘のあったような異常数値については、当然ながら中身のチェックはしてあります。

先ほど、ショッピングセンターの性質というか、御説明させていただきましたように、いろいろな業種が中には含まれているということで、施設によっては特殊な、例えば映画館のような大きな空間を持った施設が中にあったりだとかというような、特殊な要素を持っている施設が中に入っていたりすると、こういうふうな結果出てくる可能性があるというようなことで、特に数値間違いだとか、そういう形ではないということでございます。

○亀谷委員

業界でデータをまとめられているので、そういう初歩的なミスではないということはよくわかります。

ただ、そこまでエネルギー消費量に格差があるという場合もある。特に外した方が、いわゆる統計的にはまとまりがよくなるのではないかという、一つの統計手法としての考え方というのをお聞きしたんですけれども。

○村上オブザーバー

はい、御指摘のとおりだと思います。確かに異常数値が幾つか、1つ、2つあるんですけれども、多分これを外しても、全体の決定係数に大きな劇的な変化が生ずることはないのかなという

ふうに考えております。

○川瀬座長

よろしいですか。

ほかにごございますでしょうか。

花形委員。

○花形委員

ありがとうございます。

1つ確認させていただきたいんですけども、この御提案の指標というのは、テナントを含めたエネルギー使用量をベースにしておられまして、いわばショッピングセンターの事業者さんと、それからテナントの事業者さんという、複数の事業者さんが対象になったベンチマークとなっていると認識しております。

一方で、省エネルギー法は事業者単位で規制されておりますので、先ほども御説明ございましたけれども、ショッピングセンターの事業者さんが定期報告書を出すときには、テナント分は原則として外して報告されていると認識しています。

今回の御説明で、テナントを含めたほうが相関係数は高くなるということは理解いたしましたけれども、省エネ法の考え方から見たときに、複数の事業者が対象となるベンチマークが設定されるということをどのように整理したらいいのかということに関して、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○川瀬座長

いかがでしょう。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。

今回、御指摘のとおり、定期報告書のエネルギー使用量の基本的な範囲といたしましては、エネルギー管理権限ということで、例えばオーナー側であってもテナント部分の設備の更新の権限があつたりとかということについては、オーナー側で報告をいただいているケースもあります。

なので、テナント側に完全に管理権限がある場合については、そこについてはテナント側に報告の義務があるということで、今、花形委員御指摘のとおりだと思っておりますけれども、今般、先ほど、ショッピングセンター協会さんの資料の中にもありましたとおり、19 ページ目の3 ポツ目にもありましたとおり、現行の省エネ法においても、オーナー・テナント共同で省エネ取組を促していくということの重要性というのを問うているということもありますし、今回、低炭素社会実行計画のフォローアップの調査においては、テナント部分を含む情報が、とることができ

ているということもありますので、こういったオーナー・テナント共同での取組というのを促していきたいという観点から、国としましては、このテナント部分含んだエネルギー使用量というのを採用させていただいたということになってございます。

○川瀬座長

よろしいですか。

渡辺委員からいきましようか。

○渡辺委員

1つ教えていただきたいのですけれども、重回帰式のつくり方のところですが、初めにアンケートから分析を行ったところ、決定係数は高いのだけれどもN数が少なかったという問題があって、それで、アンケート以外に低炭素実行計画フォローアップのデータを使って分析するとN数が増えてよくなったというような話だったんですけれども、実際の重回帰式をつくられるときはアンケートのデータだけなのですか。

○川瀬座長

事務局からの回答でいいですか。

○吉川課長補佐

すみません、今御指摘いただいた点については、まず、協会会員企業の皆様に、エネ庁とショッピングセンター協会さん、エネ庁からご依頼をさせていただいてショッピングセンター協会さんの会員企業にアンケートさせていただいたんですが、テナント部分を含むエネルギー使用量をご報告いただけるケースがもともと少なかったもので、テナントを含むことができたアンケートで回答いただけたのが37事業者でした。なので、まず37事業者について、サンプル数は少ないんですけれども、重回帰といいますか、原単位の回帰分析というのをさせていただいた結果、例えば指標値であれば0.827という数字を得ることができました。

他方で、サンプル的にかなり少ないので、これは誤差範囲がすごく大きいであろうということで、ほかに何かデータとしてとれるものがないかというふうに検討した結果、実際にショッピングセンター協会さんでされていた低炭素社会実行計画のフォローアップというのがありましたので、そこにはテナント部分を含むエネルギー使用量をとっていらっしゃる統計的なデータがありましたので、そちらを今度使わせていただいた結果、さほど決定係数も下がらずに、かつ統計的にサンプル数も確保できて分析ができたというところで、今回、そのようなプロセスを踏ませていただいたということになっています。

○渡辺委員

つまり、これからはこれで、この重回帰式をベンチマーク指標として使っていくに当たって、

そのもとになるデータというのは、あくまでアンケートというか、または定期報告。低炭素フォローアップ云々というよそのものを、もう金輪際使うことはないということによろしいですか。

○吉川課長補佐

定期報告、今、低炭素化社会実行計画のフォローアップで使ったのは、仰るとおり、このデータを使っていくというわけではなくて、今後は事業者さん独自で、ちゃんとテナント部分を含むエネルギー使用量を把握していただいて、それを定期報告として、延べ床分のエネルギー使用量という形で報告いただくという形になります。

○渡辺委員

わかりました。

○川瀬座長

今回は2段階で根拠を説明していますが、最終的には、その2段階目の資料を使ってまとめるということによろしいですか。

○吉川課長補佐

はい、御指摘のとおりです。

○川瀬座長

赤司委員、お願いします。

○赤司委員

営業時間を入れると相関が低くなっているということですが、営業時間の定義はどのようなものになりますでしょうか。物販店舗の営業時間という意味は、テナントの営業時間という意味でしょうか。それとも全体の営業時間、例えばテナントの営業時間が始まる前に共有部を掃除したりとか、あるいはバックヤードでいろいろ仕事をしたときの時間も入っている時間なのか、どちらでしょうか。

それと、前のスーパーの場合も自店舗営業時間と書いてあるんですけども、自店舗という意味もよくわからない。

○川瀬座長

いかがでしょう。

○村上オブザーバー

営業時間は、ショッピングセンターの営業時間は、一応、テナントの営業時間ということで統一して考えてございます。

○赤司委員

ということは、エネルギー消費は全体のものだけれども、例えばテナントの営業が終わった後

の全体の施設をいろいろと維持管理するのに必要な時間というのは営業時間に含まれていないということですね。

○村上オブザーバー

入っていないですね。

○赤司委員

清掃などの維持管理にもエネルギーは消費されていると思いますが、その影響によって相関が下がっている可能性があるのか、あるいはないのかは気になるところです。

○村上オブザーバー

ええ、確かに事前の準備等のことはします。時間がどれぐらいかというのはいろいろあると思うんですけども、確かにあると思います。

○川瀬座長

ショッピングセンター内は、もうお客はいないけれども、清掃とかで照明を使っていたりすると、そういう時間はどうなるんだってことですかね。

順番でいきます。

鶴崎委員。

○鶴崎委員

資料5-1の17ページ目のスライドを拝見していて、ここに散布図がございまして、指標として4つのうち、これをというのとは妥当かなと思うんですけども、この規模がかなりばらついているといいますか、一番大きいところだと20万平方メートルを超えているのが幾つかあるのと、一方で1万平方メートルにも満たないような施設もかなりある中で、こういう横並びの比較というのが本当に妥当なのかというのがちょっと気になっています。

今回、ベンチマークとして0.03程度ということでしたけれども、この図で落とすと20万平方メートル横軸と、縦軸6,000キロリットルぐらい、このあたりで原点と結んだ線の下に来たものが達成ということになると思います。

例えば10万平方メートルぐらいのゾーンで、結構上のほうに行っているところが多くて、このあたりは相当達成が大変なのかなと感じますし、特性の違うものがまとまっているような感じがするので、お伺いしたいのは、これで適用した場合にどういうランクづけになるのか。そのランクづけが業界の中で、あの社さんならそうだよねというような納得感のある評価に本当になっているのか。そういったところのチェックというのはされているんでしょうか。

○川瀬座長

村上オブザーバーからでいいですか。

事務局からですか。

○吉川課長補佐

ありがとうございます。

今御指摘のとおり、規模、特性の違いがあるということで、今回幅広く、亀谷委員からも御指摘をいただいておりますけれども、できればショッピングセンターというところで、いろんな業態がある中で、例えば映画館であるとか水族館であるとか、そんな多様な業種を含んだ形でショッピングセンターというのが施設形態としては成り立っているというところで、それらを除外し始めると多分基準というのがすごく難しくてですね。できればショッピングセンターであれば基本的にこの指標で検討しようというところから、いろんな形態を含んだものであっても、まずはちゃんと評価をしてみようということで、先ほどいただいた11ページ目から14ページ目のような分析をさせていただきました。

これ自体は実際に事業者さんからデータをいただいているので、私たちとしては、この企業さんという、だからショッピングセンターさんですね、個別に、どこの位置づけにあるかというところは理解をしています。

なので、これを会員社さんに見せて納得感が得られるものかどうかというのは結構やはり難しく、そのショッピングセンターさんが、それぞれが店舗さんの取組、進んでいる進んでいないというのはわかればいいんですけども、例えば同じようなショッピングセンターを持っていらっしゃる方でも、全然位置づけが変わってきたりして、それが共通の指標ではかれるかという、なかなか難しいので、今回は会員社さんに特に具体的にお見せすることはしていませんし、今回、幅広くショッピングセンターさんというのを捉えようという観点から、一様にまずこの分析をさせていただいて、決定係数が非常に高いものからまずやっつけようというところから検討を始めたというのが、このお示したグラフになっているということでございます。

○鶴崎委員

そうしますと、エネ庁さんの中では、定期報告の過去の実績などを踏まえて、妥当な評価になっているだろうという検討はされたということによろしいですか。

○吉川課長補佐

はい、そうです。

○鶴崎委員

ありがとうございます。

○川瀬座長

山下委員。

○山下委員

先ほど渡辺委員が御質問されたかったのはこういうことではないかと思ったものですから申し上げたかったことがあります。多分仰っていたのは今回出されている目指すべき水準は、低炭素行動計画参画の企業の多いほうのサンプル数でお決めになったんでしょうかという御質問だったかなと思いました。

○吉川課長補佐

すみません、そういう意味では御指摘のとおり、低炭素社会実行計画のデータを使って目指すべき水準ははじいております。

○山下委員

そういたしますと、今の質問と結果的に関連するのですが、もともと最初にこのベンチマークをやろうとしてアンケートをとったときには低いサンプル数であった会員企業の皆様の間で、この指標で良いかどうかという点はまだ精査が必要ではないかという印象を持ちます。それで、まだ引き続き検討されるということで考えてよろしいのでしょうか。

○吉川課長補佐

今回、ショッピングセンター業というところの定義に基づいた、そもそも定期報告自体がなされていないということと、あとは、今回、ショッピングセンターさんの会員企業、会員社さんの皆さんに本当に御尽力をいただいてアンケート調査させていただいたわけなんですけれども、そこでのアンケートの回収率がそこまで芳しくなかったというところで、ちょっとセカンドベストにはなってしまうかもしれないんですが、そもそも協会さんが低炭素社会実行計画という政府の取組に御協力いただいてつくった、その計画に基づくフォローアップでとられているデータがあったので、それであれば今回のアンケートの趣旨からもそれほど外れずに分析ができたのかなと思ひまして、それをデータとして使わせていただいたというのが、まず一つの経緯でございます。

かつ、今回、目指すべき水準を設定するに当たりまして低炭素社会実行計画のフォローアップの数字を使わせていただきましたけれども、この数字はまず導入部分で使わせていただきたいとは思っていますし、定期報告が今後出てくる中でこの水準が、今、会員社さんを特に中心とした水準ですけれども、ほかの方々が入ってくると指標自体が少しぶれたりもしますので、それは今度は定期報告、今度、見直す際には定期報告のものも含めてしっかりと分析をして目指すべき水準をつくっていききたいというのが、すみません、私が先ほど、渡辺委員に御回答差し上げた内容ということでございます。

○山下委員

わかりました。

○川瀬座長

山川委員、お願いします。

○山川委員

先ほどの花形委員の御質問に関連した確認なんですけれども、今回のこのベンチマークの指標では、テナントを含めた消費量で評価をされるということで、定期報告書の報告のものと異なっていますよという確認があったと思うんですが、SABC評価のSクラスの評価をする場合の一つの基準として、ベンチマーク目標を達成しているかどうかというのがありますが、これに関しては、今回のベンチマークをあくまでもクリアしている事業者として評価を受けるという、そういうことでよろしいんですね。

○吉川課長補佐

はい。指摘のとおり、ベンチマーク目標に基づいて今回算出した数字なので、今回はテナント部分も含めて評価をしたいと思っていますし、私が先ほど申し上げたオーナー・テナントが協力してというのも、あわせて、同じ告示の省エネ法の判断基準という、省エネ取組の基準のオーナー・テナントが協力して省エネ取組やりましょうというのも、あわせて同じところに書いておりますので、趣旨からするとそれほど外れていないのではないかとということで、今回、テナント部分も含めての指標ということで、協会様と合意させていただいた内容ということになります。

○川瀬座長

よろしいでしょうか。

予定の時間になってしまったんですが、今の議論をいろいろと伺っていると、今回のこの指標については、いろいろとこの指標自体に、つくり方とか、指標の分析とか、かなりいろいろな議論が出たのかなというふうに思います。

そこで、本日出た御意見を少し反映させた形でこの資料を、先ほどの1段階、2段階の資料のまとめとかを含めて、まとめ直したほうがいいに思いますので、もう少し、本日の資料をつくり直した形で、次回、もう一度審議ということでよろしいでしょうか。

そういう方向で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

そうすると、ちょっと予定時間を過ぎてしまったんですが、この後もう一つ報告事項があるんですが、時間的に参加が難しい先生はいらっしゃいますか。もう少しよろしいですか。

(6) 工場等判断基準等の見直しに関する報告

○川瀬座長

それでは、簡単に最後の議事を……詳細説明は次回ということで、基本的な御説明だけしたいということですので、議題6について、簡単に御説明をお願いいたします。

○吉川課長補佐

時間超過をしまして申しわけありません。

今回、工場等判断基準等の見直しというところを検討させていただくに当たりまして、資料の6を用意させていただいておりましたが、これ、こちらの説明は次回、詳細に説明差し上げたいと思います。

その中で一応、工場等判断基準の見直しについては、かなり細かい内容も入っているということもありますので、今この場にいらっしゃる業界団体の皆様と、あとは有識者の方数名ということで、9ページに載せさせていただいていますとおり、委託事業の中で勉強会をさせていただいております。

その中で、業界実態等を踏まえながら、この工場等判断基準の見直しを進めていきたいと思っておりますし、他方で、これ自体は勉強会にすぎませんので、実際には公の場での審議が必要になるということで、こちらについては、工場等判断基準ワーキンググループの所掌ということでもあると思いますので、こちらについてはまた後日御審議をいただきたいというふうに考えておりますので、次回、詳細の説明を送らせていただければというふうに思います。

○川瀬座長

それでは、議題の6は、本日は概要説明だけで、また次回、内容についての細かい御説明を行うということで、そうしますと、本日の議題は全て終了ということになります。

本日は非常に活発な御意見をいただき、内容について精査されたと思います。

議題の4の食品スーパー業については、これも御意見はたくさんございましたが、提案された指標自体よりも、その周辺にかかわる御意見、運用にかかわる御意見が出て、そういった御意見は取りまとめの中で何らかの形で反映させていただくことにする。

それから、ショッピングセンター業については、もう少し資料をまとめた形で、次回御審議させていただくことにしたいと思います。

以上、本日の審議、全て終わりということにしたいと思います。本日の議論を踏まえて事務局で引き続き検討を進めていただきたいと思います。

(7) 今後の予定

○川瀬座長

それでは最後に、事務局より今後の予定について説明をお願いいたします。

○吉田省エネルギー課長

本日、活発な御議論をありがとうございました。また、オブザーバーの皆様にも、御説明ありがとうございました。

今後のスケジュールでございますが、本ワーキンググループの審議事項について、年度末までに、本日の積み残しも含めてでございますけれども、年度末までに結論を得たいと考えております。これに向けて、1月に第2回目のワーキンググループを開催し、本日いただいた御意見等も踏まえて、議論を継続させていただきたいと思っております。

日程につきましては、事務局から日程調整、ご連絡差し上げますので、また御対応、よろしくお願いをいたします。

○川瀬座長

司会の不手際で終了時間が遅くなりましたが、これにて終了ということにしたいと思います。皆様、よいお年をお迎えください。

——了——